

# 北九州市男女共同参画審議会規則

## ○北九州市男女共同参画審議会規則

平成14年3月29日

規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例(平成14年北九州市条例第16号)第17条第10項の規定に基づき、北九州市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 市民のうちから任命する委員は、公募するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第3項の規定は、副部会長に準用する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなけ

## 北九州市男女共同参画審議会規則

れば、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会に準用する。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務市民局において処理する。

(平19規則70・平27規則32・平28規則47・令6規則18・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年10月5日規則第70号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月15日から施行する。

付 則 (平成27年7月3日規則第32号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月13日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第47号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月29日規則第18号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。